

川越市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成22年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 平成21年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成22年度	343,276	95,293,801	2,979,293	19,152,107	20.1	19.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

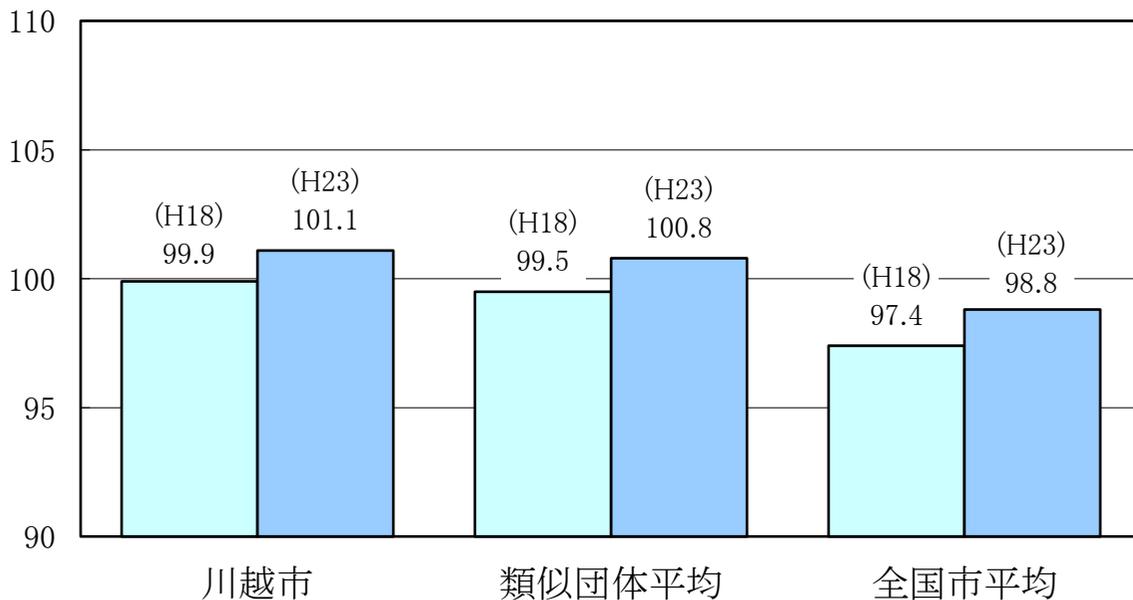
区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)	(参考)類似団体 平均一人あたり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成22年度	2,121	8,235,328	2,017,331	3,055,759	13,308,418	6,275	6,480

(注) 職員手当には退職手当を含まない。

(3) 特記事項

なし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

地域手当補正後ラスパイレス指数 **101.1**（平成23年4月1日現在）

(注) H23.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの

※ 「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

2 一般行政職給料表の状況（平成23年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の給料月額	135,600	185,800	200,000	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	405,100	418,100	445,400	461,400	506,100	540,300

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢 歳	平均給料月額 円	平均給与月額 円	国公ベース 円
川越市	41.7	329,500	428,400	378,800
埼玉県	44.0	354,353	449,607	401,847
国	42.3	327,205	397,723	—
類似団体	42.6	335,481	433,347	381,574

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢 歳	職員数 人	平均給料月額 円	平均給与月額 (A) 円	国公ベース 円
川越市	47.8	392	317,600	373,200	356,200
うち調理員	48.9	109	309,700	353,600	344,600
うち清掃員	46.9	103	326,200	389,100	374,600
うち用務員	46.4	78	296,600	344,100	327,200
うち運転手	49.1	6	365,400	487,000	416,600
埼玉県	53.8	523	361,684	418,408	400,573
国	49.5	3,689	283,862	321,662	—
類似団体	47.1	358	333,598	397,954	364,342

区分	民間			参考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
川越市	—	—	—	—
うち調理員	調理士	41.7 歳	271,400 円	1.30
うち清掃員	廃棄物処理業従業員	44.6 歳	290,600 円	1.34
うち用務員	用務員	53.8 歳	209,700 円	1.64
うち運転手	自家用乗用自動車運転者	53.9 歳	274,200 円	1.78
埼玉県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
川越市	—	—	—
うち調理員	5,589,000 円	3,715,300 円	1.50
うち清掃員	6,099,300 円	4,035,300 円	1.51
うち用務員	5,367,000 円	2,943,200 円	1.82
うち運転手	7,485,400 円	3,680,800 円	2.03

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
（平成20～22年の3カ年平均）

※技能労務職の種類と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
川越市	49.4 歳	430,700 円	536,000 円
埼玉県	46.5	404,592	473,956
類似団体	45.8	400,827	465,280

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区分		川越市	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	144,500	144,500	140,100
技能労務職		176,400	—	—

(注) 技能労務職については、職種と採用時の年齢により決定するため、その平均を記載してある。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成23年4月1日現在）

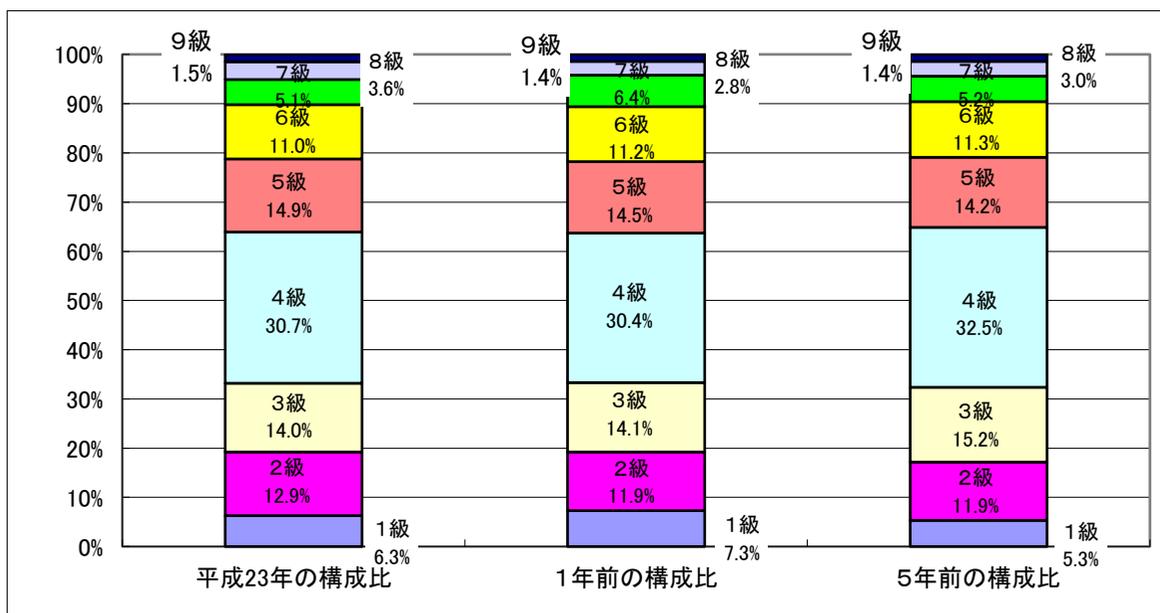
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	256,800	315,500	357,600	434,300
	高校卒	216,500	265,800	326,400	414,900
技能労務職	高校卒	—	247,300	290,200	371,200
	中学卒	—	—	348,200	—
教育職	大学卒	—	—	396,300	441,900
	高校卒	—	—	—	—

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9級	部長	17	1.5
8級	副部長	42	3.6
7級	課長	60	5.1
6級	副課長	128 (7)	11.0
5級	主査	174 (47)	14.9
4級	主任	358	30.7
3級	副主任	163	14.0
2級	主事・技師	151	12.9
1級	主事補・技師補	73	6.3

- (注) 1 川越市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 () 内は、再任用短時間勤務職員で、外書きとなっている。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績の反映を適切に行うため、給与構造改革によりこれまでの給料表の1号給の昇給幅を4分割し、4号給を標準として運用している。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

川越市		埼玉県		国	
平成22年度 1人当たり平均支給額 1,459千円		平成22年度 1人当たり平均支給額 1,689千円		—	
平成22年度支給割合 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		平成22年度 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	

※支給割合等は例示

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

勤務評定により支給割合を決定している。

(2) 退職手当（平成23年4月1日現在）

川越市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%~20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%~20%加算）		
1人当たり平均支給額	8,236 千円	27,028 千円			

※支給率等は例示

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）		620,538千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）		283,609円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
川越市	6%	2,107人	6%

※ 教育職員（市立川越高等学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手）については、H22年度は7%となっていた。

(4) 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）		26,503千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）		87,758円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成22年度）		13.8%
手当の種類（手当数）		20
手当の名称	支給を受ける者の範囲	左記職員に対する支給単価
滞納処分業務手当	市税等の滞納処分にかかる捜索、差押え、公売（インターネットによる公売を除く）又は差押えた債権の取立て業務に従事した職員	日額 200円 上限 月 3,000円
医師業務手当	医療職給料表（一）の適用を受ける職員で、職務の級が4級の職員	月額 150,000円
	上記以外の医療職給料表（一）の適用を受ける職員	月額 87,000円
放射線取扱業務手当	病院等において放射線照射装置を使用して行う撮影等の業務に従事した職員	日額 250円 上限 月 5,000円
感染症防疫業務手当	感染症の患者又は感染症の疑いのある患者の救護の業務に従事した職員	日額 320円
	感染症等が発生し、又は発生する恐れのある場合における感染症等の病原体に汚染された物件又は汚染された疑いのある物件の処理の業務に従事した職員	
	伝染性疾病等の病原体を保有する獣畜又は保有する疑いのある獣畜に対する防疫の業務に従事した職員	日額 100円
	家畜伝染病予防法第6条又は第30条に規定する業務を補助した職員	
社会福祉業務手当	生活保護にかかる個別の面談、訪問、実態調査の業務に従事した職員	日額 150円 上限 月 3,000円
	障害者福祉にかかる個別の面談、訪問、実態調査の業務に従事した職員	
	高齢者福祉にかかる個別の面談、訪問、実態調査の業務に従事した職員	
	家庭児童相談又は児童にかかる措置等の業務に従事した職員	
	あけぼの児童園における生活指導、発達支援の業務に従事する職員	
	ひかり児童園における生活指導、発達支援、機能回復訓練の業務に従事する職員	
	職業センターにおける生活指導又は作業指導の業務に従事した職員	
	みよしの授産学園における生活指導又は作業指導の業務に従事した職員	
精神保健福祉業務手当	精神障害若しくはその疑いのある者についての調査、診察若しくは診察の立会い又は精神障害者の入院のための移送の業務に従事した職員	日額 320円
犬捕獲等業務手当	犬の捕獲、収容、抑留又は移送の業務に従事した職員	日額 400円
試験等業務手当	次に掲げる業務に従事した職員 1 人体に有害なガスの発生を伴う業務 2 特に危険性を有する薬品を取り扱う業務 3 病理細菌を取り扱う業務 4 毒物及び劇物取締法に基づく毒物又は劇物の製造所等の立入検査の業務（人体に有害なガス及び特に危険性を有する薬品を直接採取し、又は検査する業務を伴うものに限る。）	日額 300円

公害調査等業務手当	ガス、粉じん等の有害物、高熱、騒音等を発散する場所での環境の調査又は指導等の業務に従事した職員	日額 370円	
	有毒物に汚染されている恐れのある場所での環境の調査又は指導等の業務に従事した職員		
	産業廃棄物の処理等にかかる現地における環境の調査又は指導等の業務		
公園等管理危険作業手当	公園又は学校で主として動力機器を使用しての草刈、樹木の剪定又は伐採、蜂の巣の駆除、アメリカシロヒトリの防除、除草剤の散布等の作業に従事した職員	日額 110円	
	上記の他公園内において著しく不快な業務に従事した職員		
行旅死亡人収容業務手当	行路死亡人の収容業務に従事した職員	1回 3,000円	
特殊車両運転手当	特殊車両（バス、汚泥吸引車、モーターグレーダー、ショベルローダー、ブルドーザー、バックホウ、フォークリフト、草刈トラクター、コートローラー）の運転の業務に従事した職員	日額 200円 上限 月 3,000円	
	道路交通法施行規則第2条に規定する大型自動車又は中型自動車（車両重量が5t以上のもの又は最大積載量が3t以上のもの）の運転の業務に従事した職員		
し尿処理作業手当	し尿処理施設に勤務し、機械の運転管理、保守点検作業等に従事した職員	日額 220円	
し尿作業手当	し尿の収集処理、し尿の投入口での作業又は汚物作業に従事した職員	日額 430円	
道路等作業手当	道路上での維持管理作業に従事した職員	日額 150円	
犬猫死体処理作業手当	犬猫の死体処理作業に従事した職員	1回 200円	
調理機器等整備業務手当	調理機器の修理及びボイラーの整備作業に従事した職員	日額 110円	
塵芥作業手当	塵芥の収集処理の作業に従事した職員	日額 400円	
教員特殊業務手当	学校の管理下において行われる部活動における生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	3時間以上6時間未満	日額 1,200円
		6時間以上	日額 1,500円
	対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの	日額 1,700円	
	修学旅行等において生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの	日額 1,700円	
教員業務連絡指導手当	主任等に充てられた教諭等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるもの	日額 200円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	665,188千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	363千円
支給実績（平成21年度決算）	738,166千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	398千円

(6) その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人につき6,500円 配偶者のいない場合の1人目 11,000円 満16歳～22歳の子に対する加算 1人につき5,000円	同じ		千円 224,366	円 236,424
住居手当	貸家・貸間 家賃の額に応じて28,500円を限度に支給 持家 新築又は購入から5年以内 7,800円 上記以外 7,300円	異なる	【国】 貸家・貸間 家賃の額に応じて 27,000円を限度に支給 持家 新築又は購入から5年 以内 2,500円	184,945	146,434
初任給調整手当	診療所及び保健所に勤務する医師及び歯科医師に対し、採用後の期間に応じ、216,700円を超えない範囲内で支給	同じ		8,692	323,067
通勤手当	【交通機関等を利用（2km以上）】 運賃等相当額（1月当たり55,000円を限度） 【交通用具を使用（2km以上）】 距離に応じた額（2,700円～28,000円） 【交通機関等と交通用具の併用（2km以上）】 交通機関等の利用距離等を考慮した額	異なる	【国】 交通用具に係る距離区分及び支給額が異なる。	161,987	113,278
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同じ		1,577	175,223
宿日直勤務手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき4,200円 ※ 勤務時間が5時間未満の場合 は、勤務1回につき2,100円	同じ		0	0
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を支給	同じ		15,794	80,582
管理職手当	職務の級ごとに次の月額を支給 部長級 75,000円 副部長級 61,000円 課長級 55,000円 副課長級 45,000円	同じ		169,668	556,289
義務教育等教員特別手当	教育職員に対し、給料の号給に応じた額（5,000円～20,200円）を支給			5,432	102,491
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 ※2 部長級 12,000円（18,000円） 副部長級 10,000円（15,000円） 課長級 8,000円（12,000円） 副課長級 6,000円（9,000円） ※（ ）内は、勤務時間が6時間を超える場合の額	同じ		3,241	25,520

※ 教育職員（市立川越高等学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手）の手当は、埼玉県教育職員の例によっているため、上記と異なる場合がある。

※2 平成22年1月1日から平成24年12月31日まで10%減額する措置を行っております。

6 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長	1,073,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,180,000円 / 760,000円	
	副市長	896,000円	960,000円 / 736,100円	
報酬	議長	641,000円	827,000円	625,000円
	副議長	588,000円	748,000円	555,000円
	議員	576,000円	700,000円	510,000円
期末手当	市長 副市長	(平成22年度支給割合) 3.95月分		
	議長 副議長 議員	(平成22年度支給割合) 3.95月分		
地域手当	市長 副市長	給料月額の 6%		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長 副市長	1,073,000円×在職月数×0.45 896,000円×在職月数×0.35	23,176,800円 15,052,800円	任期ごと 任期ごと

※ 現在の市長の在任中に限り（平成21年6月29日から平成25年2月7日まで）、市長の給料月額の2割、副市長の給料月額の1割を減額しています。また、期末手当、地域手当及び退職手当についても、減額期間中は、減額後の給料月額により計算し、支給しています。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

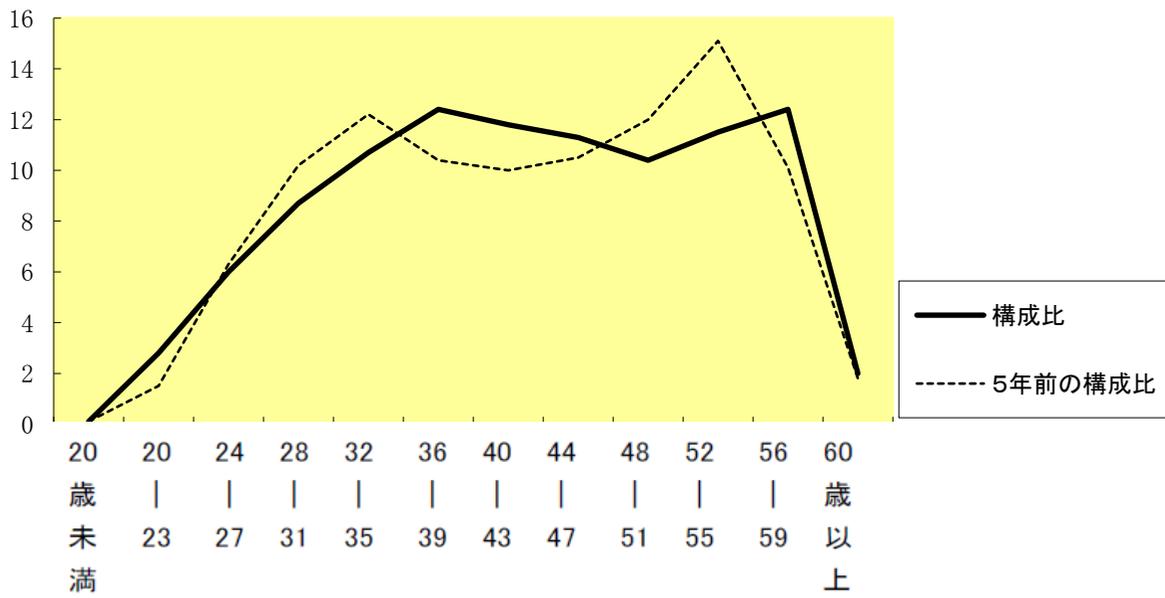
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成22年	平成23年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	14人	13人	▲ 1	議員定数削減に伴う減員
		総 務	355	339	▲ 16	秘書広報監の廃止 旧川越市山の家解体工事終了に伴う減員 派遣職員の引き揚げ 組織改正に伴う減員 等
		税 務	96	92	▲ 4	再任用短時間勤務職員の配置による減員 等
		民 生	488	486	▲ 2	派遣職員の引き揚げ 生活保護世帯の増加に伴うケースワーカーの充足等
		衛 生	319	317	▲ 2	産業廃棄物収集運搬業許可の合理化に伴う減員 し尿処理場運転業務や夜間委託化に伴う減員 土壌汚染対策法改正に伴う業務増に対する増員等
		労 働	11	11	0	
		農 林 水 産	31	28	▲ 3	再任用短時間勤務職員の配置による減員 等
		商 工	26	26	0	
		土 木	239	249	10	大東市民センター建設に伴う増員 組織の新設による増員 等
		小 計	1,579	1,561	▲ 18	<参考> 人口1万人当たり職員数 46.11人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数44.33人)
	教 育 部 門	470	469	▲ 1	組織改正に伴う減員	
	小 計	2,049	2,030	▲ 19	<参考> 人口1万人当たり職員数 59.96人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数63.38人)	
公営企業等	会計部門	水 道	91	87	▲ 4	再任用短時間勤務職員の配置による減員 営業料金の包括的委託化の検討のための増員等
		下 水 道	75	76	1	合流式下水道改善事業のための増員
		そ の 他	65	66	1	新規派遣の実施
		小 計	231	229	▲ 2	
合 計		2,280 [2,483]	2,259 [2,483]	▲ 21 [±0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 66.73人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	1	60	157	186	236	278	292	259	224	253	261	52	2,259

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)	
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	増減数	増減率
一般行政	1,639	1,622	1,622	1,601	1,579	1,561	▲ 78	(▲4.8%)
教育	492	496	489	486	470	469	▲ 23	(▲4.7%)
普通会計 計	2,131	2,118	2,111	2,087	2,049	2,030	▲ 101	(▲4.7%)
公営企業等会計 計	249	250	248	243	231	229	▲ 20	(▲8.0%)
総合計	2,380	2,368	2,359	2,330	2,280	2,259	▲ 121	(▲5.1%)

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は実 質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 平成21年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成22年度	6,038,417	425,907	807,786	13.4%	14.4

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)	(参考)類似団体 平均一人あたり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成22年度	102	417,777	103,992	155,042	676,811	6,635	6,443

(注) 職員手当には退職手当を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
	歳	円	円
川越市	47.9	341,321	552,950
団体平均	45.6	362,100	535,892

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 団体平均とは、政令指定都市以外の市町村における同種の職員についての平均である。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

川越市		団体平均	
1人当たり平均支給額 (平成22年度)		1人当たり平均支給額 (平成22年度)	
1,520千円		1,511千円	
(平成22年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当	—	
2.60 月分	1.35 月分		
(1.45) 月分	(0.65) 月分		
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置		—	
役職加算 5~20%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成23年4月1日現在)

川越市			団体平均	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分		
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分		
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分		
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分		
その他の加算措置				
定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)				
1人当たり平均支給額 22,538 千円			1人当たり平均支給額 14,981 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）		30,544千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）		299,453円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川越市	6%	102人	6%

エ 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）		290千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）		41,468円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成22年度）		6.9%	
手当の種類（手当数）		3	
手当の名称	支給を受ける者の範囲	左記職員に対する支給単価	
特殊車両運転手当	特殊車両の運転及び作業に従事した職員	日額	200円 上限3,000円
水道管路維持作業手当	上水道管路の布設換え等の作業に従事した職員	日額	150円 上限3,000円
	石綿管の改修作業に従事した職員	日額	370円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度決算）		38,280千円	
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）		461千円	
支給実績（平成21年度決算）		31,984千円	
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）		391千円	

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算) 千円	支給職員1人 当たり平均支 給年額 (22年度決算) 円
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人につき6,500円 配偶者のいない場合の1人目 11,000円 満16歳～22歳の子に対する加算 1人につき5,000円	同じ		12,838	251,725
住居手当	貸家・貸間 家賃の額に応じて28,500円を限度に支給 持家 新築又は購入から5年以内 7,800円 上記以外 7,300円	同じ		7,863	117,352
通勤手当	【交通機関等を利用（2km以上）】 運賃等相当額（1月当たり55,000円を 限度） 【交通用具を使用（2km以上）】 距離に応じた額（2,700円～28,000円） 【交通機関等と交通用具の併用（2km以 上）】 交通機関等の利用距離等を考慮した額	同じ		8,034	94,522

宿日直勤務手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき4,200円 ※ 勤務時間が5時間未満の場合は、勤務1回につき2,100円	同じ		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同じ		3	1,303
管理職手当	職務の級ごとに次の月額を支給 部長級 75,000円 副部長級 61,000円 課長級 55,000円 副課長級 45,000円	同じ		5,746	574,560
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 部長級 12,000円 (18,000円) 副部長級 10,000円 (15,000円) 課長級 8,000円 (12,000円) 副課長級 6,000円 (9,000円) ※ () 内は、勤務時間が6時間を超える場合の額	同じ		395	39,500

※ 管理職手当については、平成22年1月1日から平成24年12月31日まで10%減額する措置を行っております。

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は実 質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 平成21年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成22年度	5,200,391	959,802	610,564	11.7%	12.4

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)	(参考)類似団体 平均一人あたり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成22年度	79	321,257	69,969	118,994	510,219	6,458	6,380

(注) 職員手当には退職手当を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
	歳	円	円
川越市	48.6	338,879	538,206
団体平均	44.5	358,932	530,720

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 団体平均とは、政令指定都市以外の市町村における同種の職員についての平均である。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

川越市		団体平均	
1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,506千円		1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,494千円	
(平成22年度支給割合)			
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	—	
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%		—	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成23年4月1日現在）

川越市			団体平均	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分		
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分		
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分		
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）				
1人当たり平均支給額 3,403 千円			1人当たり平均支給額 13,721 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）		23,684千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）		299,798円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川越市	6%	79人	6%

エ 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）	2,054千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	85,586円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成22年度）	30.4%	
手当の種類（手当数）	3	
手当の名称	支給を受ける者の範囲	左記職員に対する支給単価
特殊車両運転手当	特殊車両の運転及び作業に従事した職員	日額 200円 上限3,000円
下水管路維持作業手当	下水管路及び汚水ポンプ場の維持管理に従事した職員	日額 420円
排水等調査指導手当	工場排水等の調査において排水の採取等に従事した職員	日額 370円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	13,536千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	222千円
支給実績（平成21年度決算）	11,218千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	187千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給 年額 (21年度決算)
				千円	円
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人につき6,500円 配偶者のいない場合の1人目 11,000円 満16歳～22歳の子に対する加算 1人につき5,000円	同じ		10,638	247,384
住居手当	貸家・貸間 家賃の額に応じて28,500円を限度に支給 持家 新築又は購入から5年以内 7,800円 上記以外 7,300円	同じ		7,518	136,685
通勤手当	【交通機関等を利用（2km以上）】 運賃等相当額（1月当たり55,000円を 限度） 【交通用具を使用（2km以上）】 距離に応じた額（2,700円～28,000円） 【交通機関等と交通用具の併用（2km以 上）】 交通機関等の利用距離等を考慮した額	同じ		5,849	80,125
宿日直勤務手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員 に支給 勤務1回につき4,200円 ※ 勤務時間が5時間未満の場合 は、勤務1回につき2,100円	同じ		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日 の午前5時までの間に勤務する職員に対 し、勤務1時間につき、勤務1時間当 たりの給与額の100分の25を支給	同じ		—	—
管理職手当	職務の級ごとに次の月額を支給 ※ 部長級 75,000円 副部長級 61,000円 課長級 55,000円 副課長級 45,000円	同じ		6,458	538,200
管理職員特別 勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が公務の 運営の必要により週休日又は休日に勤務 した場合に支給 部長級 12,000円（18,000円） 副部長級 10,000円（15,000円） 課長級 8,000円（12,000円） 副課長級 6,000円（9,000円） ※（ ）内は、勤務時間が6時間を超 える場合の額	同じ		232	23,200

※ 管理職手当については、平成22年1月1日から平成24年12月31日まで10%減額する措置を行っております。